

ロックウール工業会

# 防火区画貫通部の 措置工法とロックウール

令和8（2026）年4月

## 目次

1.	はじめに	P.2
2.	建築防災関係用語	P.2～4
3.	防火区間貫通部措置工法早見表	P.5
4.	防火区画貫通部の措置工法	P.6～17
5.	耐火措置工法解説	P.18
6.	改定履歴	P.18

## 1. はじめに

近年、建築物の大規模化、高層化などにもない、建築設備に対する要求は、ますます比重が高くなってきている。なかでも防火区画貫通部に関しては、火災の拡大を防止し、直接人命にかかわる関係上、各種規制があり、建築計画の段階から十分に考慮しておくことが必要である。

しかしながら、防火区画貫通部の規制は、建築基準法、建築基準法施行令、その他の建築関係法令、消防法、消防法施行令、その他各市町村火災予防条例など膨大、多岐にわたり、法律特有の難解な表現で規定されている。本資料では、これらを体系化し、法令などで規定された各種防火区画貫通部措置工法のうち、ロックウールを用いる代表的な措置工法を、貫通する設備の種類ごとにまとめ、建築物のより一層の安全性向上のため、有効に活用していただけるよう考慮したものである。

なお、貫通部の防火措置工法としては、本資料に掲載したものに限定されるものではないので、その他の防火措置工法を採用する場合には、別途法令などを参考にいただきたい。

また、建築防災としては区画貫通部の防火措置工法が重要であるが、そのほか高温の排気ダクトの断熱措置及び可燃物との離隔距離も重要である。

(2026年3月)

## ※本資料「防火区画貫通部の措置工法とロックウール」に関する注意事項※

本資料は作成時点での関係法令に基づいていますが、改正等による変更や各省庁・消防で認められた特殊な工法もありますので、都度所轄行政庁と消防局に貫通部仕様の確認と判断を仰いでください。

## 2. 建築防災関係用語

### ●耐火構造 (建築基準法第2条7号、建築基準法施行令第107条)

建築基準法施行令で建築物の部分毎、階数毎に定める耐火性能(通常の火災時の加熱に30分、1、2、3時間以上耐える)を有する構造で、政令で定める構造又はこれと同等以上の耐火性能を有すると認めて国土交通大臣が指定する構造。

### ●準防火構造 (建築基準法第2条8号、建築基準法施行令第109条の2ほか)

建築基準法施行令により建築物の部分ごとに定められる延焼防止を目的とした防火性能を有する構造で、通常の火災時の加熱に20分以上耐える性能を有するもの。政令で定める構造、又はこれと同等以上の防火性能を有すると認められた構造をいう。

### ●防火構造 (建築基準法第2条8号、建築基準法施行令第108条)

建築基準法施行令で定める構造又はこれと同等以上の防火性能を有すると認めて国土交通大臣が指定する構造。

### ●防火区画等 (建築基準法第36条、建築基準法施行令第112、113、114条)

大規模建築物を一定の面積以内ごとに区画したり、階段室、吹き抜け、エレベーター昇降路など堅穴を形成したりする部分の区画、又共同住宅等の各戸の界壁等の区画を耐火構造、防火構造の床・壁又は防火戸で区画した部分。建築基準法では、防火区画を対象建築物その他によって分類し、各々に構造基準を定めている。一方、消防法では、消防用設備の設置単位から特例的に、令8区画及び共住区画を定めている。本資料では下記の令8および共住区画にあたらぬ防火区画一般を一般防火区画と便宜上記載している。図-1参照。

### ●令8区画 (消防法施行令第8条)

消防用設備の設置単位として原則的には1棟の建築物を単位とするが、例外的な扱いとして1棟の建築物であっても開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合にあっては、その区画された部分（「令8区画」）はそれぞれ別の防火対象物として取り扱われることになり、消防用設備等の設置について緩和される。図-1 参照。

● **共住区画** （消防法施行令第29条の4、総務省令第40号(特定共同住宅)（H.17.3.25））

共同住宅等における消防用設備等にかかる設置基準の特例で、住戸等間における区画を開口部のない耐火構造の床又は壁で区画（「共住区画」）した場合は、特例が適用される。図-1 参照。

● **（財）日本消防設備安全センター性能評定**

防火措置工法で、法律又は国土交通大臣指定の工法以外に、（財）日本消防設備安全センターが性能評定した工法。（財）日本消防設備安全センターの性能評定済工法については、公表されている資料はないのでその都度日本消防設備安全センターに問合せすることが必要である。

## 参考文献

1. 建築基準法（令和6年4月1日）
2. 建築基準法施行令（令和6年4月1日）
3. 消防法施行令（令和6年4月1日）
4. 国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）
5. 国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）
6. 国土交通省公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）
7. 電気設備工事監理指針 令和4年版
8. 建築設備設計・施工上の運用指針 2019年版
9. ガス機器設置基準及び実務指針（令和4年版）

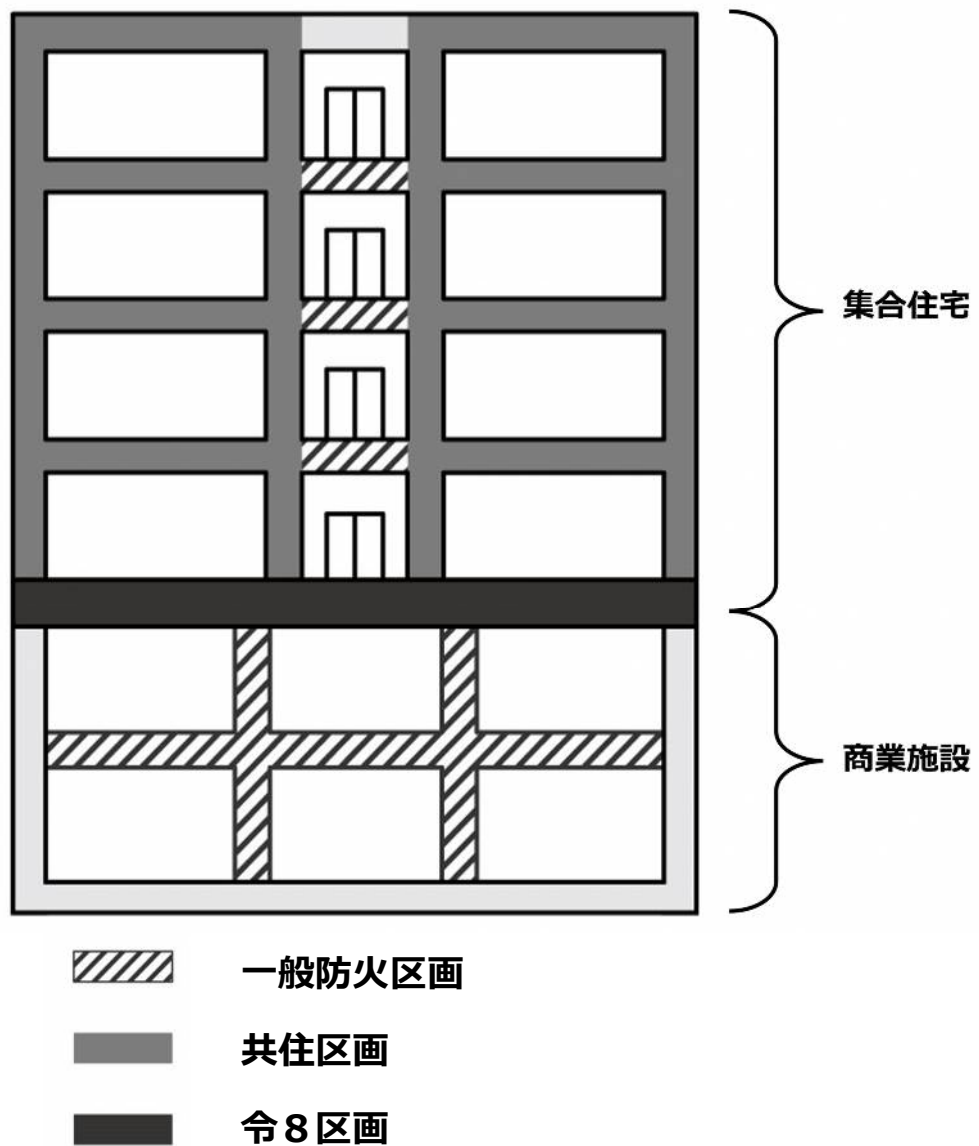


図-1 商業施設と共同住宅の複合施設における防火区画の例

### 3. 防火区間措置工法 早見表

表-1 配管の防火区画貫通部措置工法

貫通する設備の種類			貫通可/不可、 参照頁		
種類	材質	区分	一般防火区画	共住区画	令8区画
配管	不燃材	給排水管	○ P.6	○ P.8 ~P.13	○ P.8 ~P.13
		配電管、ガス管、冷媒管、 空調用冷温水管	○ P.6	○ P.8 ~P.13	×
		気送管 (Φ150mm以下)	○ P.6	×	×
		その他の管	○ P.6	×	×
	不燃材 でない	給排水管	△ P.7	×	×
		配電管、ガス管、冷媒管、 空調用冷温水管	△ P.7	×	×
		気送管 (Φ150mm以下)	△ P.7	×	×
		その他の管	△ P.7	×	×

○：貫通可、△：認定工法のみ貫通可、×：貫通不可

表-2 ダクトおよび電気設備等の貫通部措置工法

貫通する設備の種類			貫通可/不可、 参照頁		
種類	材質	区分	一般防火区画	共住区画	令8区画
ダクト類	-	ダクト（風道） (φ150mm以上の気送管)	○ P.14	×	×
		排煙ダクト（耐火仕様）	○ P.14	×	×
		燃焼機器の排気筒	○ P.15~16	×	×
電気 設備	-	配電管	表-1の配電管欄に記載		
		金属ダクト配線	○ P.17	×	×

○：貫通可、△：認定工法のみ貫通可、×：貫通不可

## 4. 防火区画貫通部の措置工法

### 4-1 一般防火区画を貫通する配管

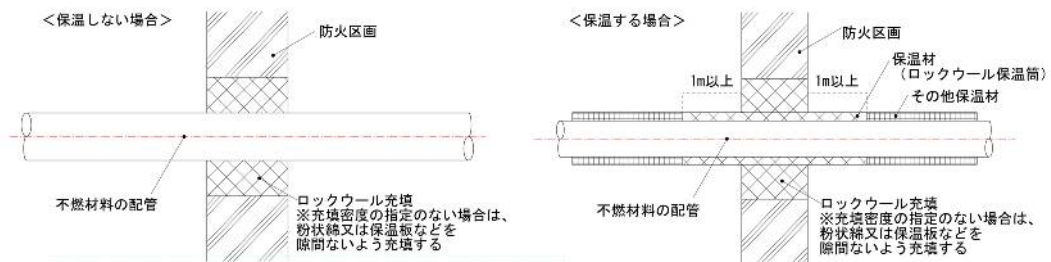
適用区画		設備の種類	関連法令・通知
○	一般防火区画	<b>1)配管[一般防火区画]</b>	建築基準法施行令第112条20項・21項
			建築基準法施行令第113条2項
-	共住区画		建築基準法施行令第129条の2の4
			平12建告1422
-	令8区画		昭58全国建築行政会議取り扱い
			-
貫通可能な配管種類		給排水管、配電管、その他の管	

#### 1) 不燃材料の配管

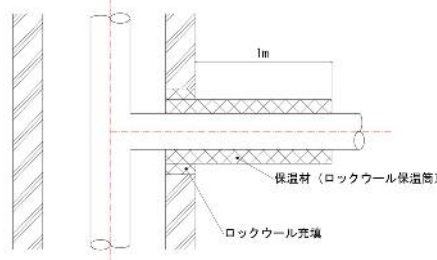
不燃材料の配管などが一般防火区画を貫通する場合は、法令において貫通する部分から両側一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること、などが定められている。例a) <保温しない場合> は、防火区画を不燃材料の配管が貫通し、貫通部を不燃材料であるロックウールで埋めた例を示した。さらに <保温する場合> は、防火区画から1m以内にある保温材にも、不燃材料であるロックウールを用いた例を示した。また、一般防火区画を貫通できる“その他の管”として、共住区画を貫通可能なガス管、冷媒管、空調用冷水管、気送管は許可される可能性がある。

#### 区画貫通部措置工法例

##### a) 給排水管、配電管、その他の管

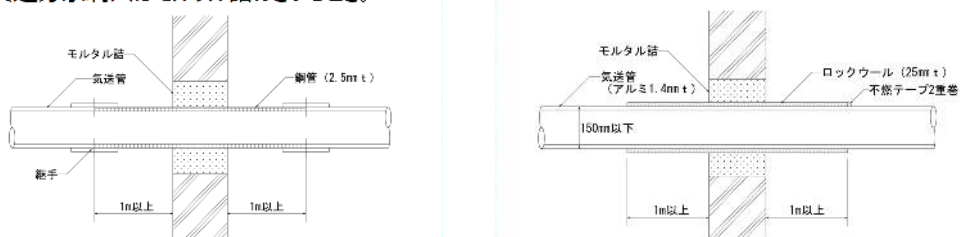


##### b) 配電管 (他の部分と区画されたパイプシャフト)



##### c) 気送管 (Φ150mm以下)

- ・気送管は外径150mm以下のものを配管、150mm超のものをダクトとして扱う見解がいくつかの都道府県から出された事例がある。詳細は各都道府県の消防に確認すること。
- ・端部取入口等には、原則として随時閉鎖できる不燃材料で造られた扉、ふた等を設けること。
- ・仕様管路材は不燃材料であるアルミ管、黄銅管とし、配管外径150mm以下とすること。
- ・防火区画貫通部前後1mにロックウール (厚さ25mm以上) を巻くこと。ただし、貫通部において床上にステーション機器があり、防火区画貫通部より1mを確保できない場合は、その直前までにする。
- ・貫通分余剰穴はモルタル詰めとすること。



適用区画		設備の種類	関連法令・通知
○	一般防火区画	<b>1)配管[一般防火区画]</b>	建築基準法施行令第112条20項
			建築基準法施行令第113条2項
-	共住区画		建築基準法施行令第129条の2の4
			平12建告1422
-	令8区画		昭58全国建築行政会議取り扱い
			-
貫通可能な配管種類		給排水管、配電管、その他の管	

## 2) 不燃材料以外の配管

不燃材料以外の配管が一般防火区画を貫通する場合の防火措置工法は、大臣認定工法であること又は平12 建設省告示第1422号による必要がある。

特に、平12 建設省告示第1422号においては、不燃材料以外で使用できる配管は、難燃材料又は硬質塩化ビニルで作られたものに限られ、その配管の外径は、用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値にしなければならない旨が記載されている。

措置工法に関しては、P8に記載した不燃材料を用いた例と同様に実施すればよい。

表 用途に応じた配管の外径一覧 (引用：平12建告1422)

材質	給水管等の用途	覆いの有無	配管の肉厚 mm	管外径mm			
				管が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	30分耐火	1時間耐火	2時間耐火
難燃材料 又は 硬質塩化 ビニル	給水管	-	5.5以上	90	90	90	90
		-	6.6以上	115	115	115	90
	配電管	-	5.5以上	90	90	90	90
		排水管および 排水管に 附属する 通気管	覆いのない 場合	4.1	61	61	61
	5.5			90	90	90	61
	6.6			115	115	90	61
	鉄板※1で 覆われている 場合		5.5	90	90	90	90
			6.6	115	115	115	90
	7.0	141	141	115	90		

※1 鉄板の厚さは0.5mm以上である必要がある。

※2 表において、30分耐火構造、1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。

※3 給水管等が貫通する令第112条第16項ただし書の場合における同項ただし書のひし、床、袖壁その他これらに類するものは、30分耐火構造とみなす。

※4 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

### 4-2 令8区画あるいは共住区画を貫通する配管

区分		設備の種類	施工部位	貫通部処理部材	関連法令・通知
-	一般防火区画	<b>2)配管[令8・共住]</b>	床	ロックウール ただし①②のいずれかを満たすもの ①密度 150kg/m <sup>3</sup> 以上 ②①と同等の性能を有する	消防法施行規則 第5条の2 (令6)
○	共住区画				消防庁告示第2号 (平17)
○	令8区画				消防予第156号 (令6)
貫通可能な配管種類		・令8区画：給排水管 ・共住区画：給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等(電気配線を含む)			
可燃物の有無	鋼管等の呼径	区画貫通部措置工法例・・・使用可能な配管はP12①、貫通部の処理はP12② P13③の解説を参照。 保温材：無			
無	200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	
有	100mm 以下				
	100mm 超 200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	

区分		設備の種類	施工部位	貫通部処理部材	関連法令・通知
-	一般防火区画	<b>2)配管[令8・共住]</b>	床	セメントモルタル	消防法施行規則 第5条の2(令6)
○	共住区画				消防庁告示第2号(平17)
○	令8区画				消防予第156号(令6)
					-
貫通可能な配管種類		・令8区画：給排水管 ・共住区画：給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等(電気配線を含む)			
可燃物の有無	鋼管等の呼径	区画貫通部措置工法例 …… 使用可能な配管はP12①、貫通部の処理はP12② P13③の解説を参照。			
		保温材：無		保温材：有	
無	200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	
有	100mm 以下				
	100mm 超 200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	

区分		設備の種類	施工部位	貫通部処理部材	関連法令・通知
-	一般防火区画	<b>2)配管[令8・共住]</b>	壁	ロックウール ただし①②のいずれかを満たすもの ①密度 150kg/m <sup>3</sup> 以上 ②①と同等の性能を有する	消防法施行規則 第5条の2 (令6)
○	共住区画				消防庁告示第2号 (平17)
○	令8区画				消防予第156号 (令6)
貫通可能な配管種類		・令8区画：給排水管 ・共住区画：給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等(電気配線を含む)			
可燃物の有無	鋼管等の呼径	区画貫通部措置工法例 …… 使用可能な配管はP12①、貫通部の処理はP12② P13③の解説を参照。			
		保温材：無		保温材：有	
無	200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	
有	100mm 以下				
	100mm 超 200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	

区分		設備の種類	施工部位	貫通部処理部材	関連法令・通知
-	一般防火区画	<b>2)配管[令8・共住]</b>	壁	セメントモルタル	消防法施行規則 第5条の2 (令6)
○	共住区画				消防庁告示第2号 (平17)
○	令8区画				消防予第156号 (令6)
					-
貫通可能な配管種類		・令8区画：給排水管 ・共住区画：給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等(電気配線を含む)			
可燃物の有無	鋼管等の呼径	区画貫通部措置工法例 …… 使用可能な配管はP12①、貫通部の処理はP12② P13③の解説を参照。			
		保温材：無		保温材：有	
無	200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	
有	100mm 以下				
	100mm 超 200mm 以下				
	200mm 超	貫通不可		貫通不可	

## 解説：令 8 区画あるいは共住区画を貫通する配管

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等については、消防法施行規則 第 5 条の 2、消防庁告示第 2 号および消防予 156 号通知に示す基準に適合することとしている。

給排水管等として用いられる鋼管等については、令 8 区画及び共住区画を貫通する施工方法について、標準的な工法が確立され、確実に施工されることとなっていると認められることから、個別評価を行わずによいこととし、その標準施工方法が示されている。尚、鋼管等の呼び径は 200mm 以下、貫通穴は直径 300mm の円の面積以下であること。鋼管等を使用する範囲は区画部を貫通している部分及びその両側 1m 以上の範囲とし、配管の用途は、令 8 区画においては給排水管、共住区画においては給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管配電管その他これらに類するものに限定されている。また、原則として保温材で被覆していないものを用いることとしている（但し、保温材について例外規定あり）。

### ①使用可能な配管

原則として鋼管又は鋳鉄管を用いるが、次に掲げる配管を用いてもよい。

使用可能な配管 ※常に充水されている場合	備考
JISG3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）	
JISG3448（一般配管用ステンレス鋼管）	
JISG3452（配管用炭素鋼管）	
JISG3454（圧力配管用炭素鋼管）	
JISG3459（配管用ステンレス鋼管）	
JISG5525（排水用鋳鉄管）	
JWWA K 116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)	JWWA :
JWWA K 132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)	日本水道協会規格
JWWA K 140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)	
WSP 011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)	WSP :
WSP 032(排水用タールエポキシ塗装鋼管)	日本水道鋼管協会規格
WSP 039(フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)	
WSP 042(排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)	
WSP 054(フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)	

### ②貫通部の処理

#### ア. セメントモルタルによる方法

日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填する。セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。

#### イ. ロックウールによる方法

以下のロックウールを使用することができる。

- (i) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材で充填密度 150kg/m<sup>3</sup>以上のもの
- (ii) JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するウール(ロックウール繊維)を充填密度 150kg/m<sup>3</sup>以上になるよう吹き付けて充填したもの  
吹付方法は湿式・乾式であるかを問わない。
- (iii) 上記(i)か(ii)と同等の性能を有するもの。

(i)～(iii)いずれかのロックウールを充填した後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。

## ③可燃物の接触防止処置

鋼管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

## ア. 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150kg/m<sup>3</sup>以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

## イ. 被覆方法

部位	鋼管等の呼び径	被覆の方法
床	100 以下	貫通部の床の上面から上方 600mm の範囲に一重に被覆する。
	100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 600mm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 300mm の範囲には、もう一重被覆する。
壁	100 以下	貫通部の壁の両側から左右 300mm の範囲に一重に被覆する。
	100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両側から左右 600mm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両側から左右 30mm の範囲には、もう一重被覆する。

## （緩和規定）

給排水管で、次のいずれかに該当する場合は、可燃物が直接接触しないことをもって足りる。

- ・当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- ・可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150mm の範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

## ④配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として 4 (1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあっては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、②及び③の規定について、特に留意されたいこと。

## 4-3 ダクト

区分		設備の種類	関連法令・通知
○	一般防火区画	<b>ダクト（風道）および 排煙ダクト(耐火仕様)</b>	建築基準法施行令第112条21項
			建築基準法施行令第113条2項
不可	共住区画		建築基準法施行令第129条の2の5
			平12建告1422
			昭58全国建築行政会議取り扱い
不可	令8区画		平12建告第1376号

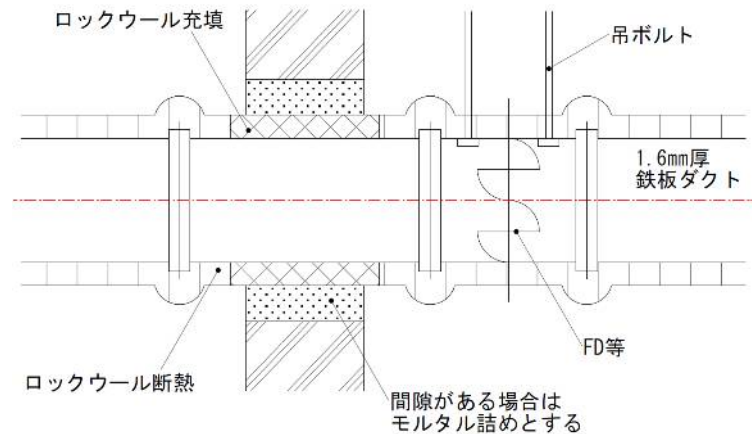
一般防火区画をダクトが貫通する場合は、貫通部空隙にロックウールを充填する。保温、防露又は断熱のあるダクトの防火区画貫通部措置工法の例を下記に示す。気送管でΦ150mm超のものはこのダクト(風道)の措置工法を適用する。

排煙ダクトが防火区画を貫通する場合も、原則として一般ダクトと同様に貫通部に近接して防火ダンパー（HFD）を設けなければならないが、主ダクトは機能上、防火ダンパーを設けることが出来ないため、代替措置として耐火仕様ダクトとしなければならない。

耐火仕様ダクトは、基本的に一般ダクトと同様の構造かつ以下①②を満たすものとする。他に留意すべき事項として、横引き排煙主ダクトについては、躯体からの支持を確実に取るなどして、ダクト及び被覆の脱落が生じないようにすることが必要である。

- ① 厚み1.5mm 以上の鉄板ダクトに、ロックウールを被覆したもの。
- ② 厚み1.5mm 以上の鉄板ダクトに、主要構造部を耐火被覆として公的機関の認定を受けた材料を被覆したもの。

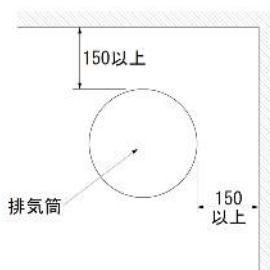
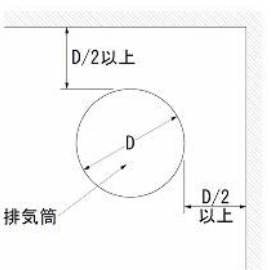
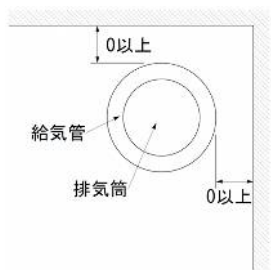
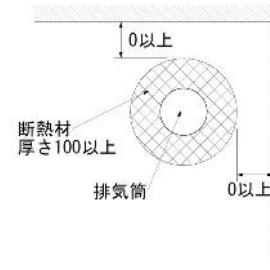
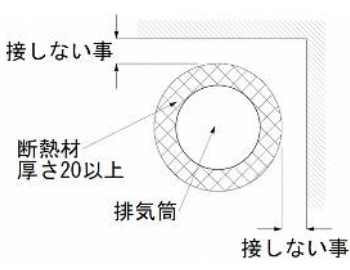
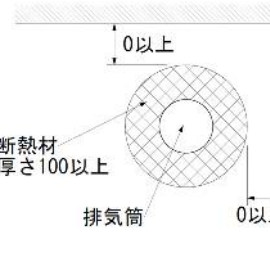
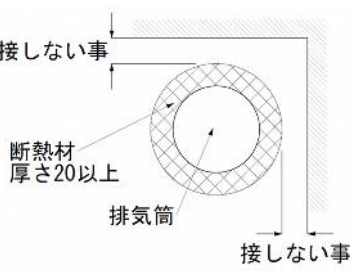
## 区画貫通部措置工法例



### 4-4 燃焼機器の排気筒

区分		設備の種類	関連法令・通知
○	一般防火区画	<b>燃焼機器の排気筒</b>	建築基準法施行令第115条
			昭56建告1098_平成12年改正1404
不可	共住区画		火災予防条例(例)第17条の2(昭36)
			消防予第167号(平7)
不可	令8区画		-
			-

燃焼機器の排気筒・排気管・吸排気管が、その周囲の「不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等の部分(以下、建築物等の部分)」を貫通する場合には、防火上安全な隔離距離をとるか、または有効に防護する必要がある。施工箇所や排気温度によるが、配管をロックウールで有効に保護した場合、隔離距離を緩和できることがある。貫通部以外の空間部においても、建築物等の部分との隔離距離や配管の保護が必要とされるため、ここでは空間部の施工例も併せて記載する。

配管設置箇所	排気温度 260℃超	排気温度260℃以下	
	排気筒・排気管	排気筒・排気管	給排気管
空間部			
			/
隠ぺい空間部			

・空間部の排気温度が260℃以下の場合、配管直径のD1/2以上の隔離距離をとる必要があるが、厚さ20mm以上の不燃材料(ロックウール等)を巻いて有効に断熱した場合には、隔離距離を緩和できる。ただし、建築物等の部分と接してはならない。また、隠ぺい空間部においては不燃材料の施工が必須となる。260℃を超える場合、150mm以上の隔離距離をとるか、厚さ100mm以上の不燃材料(ロックウール等)を巻く必要がある。

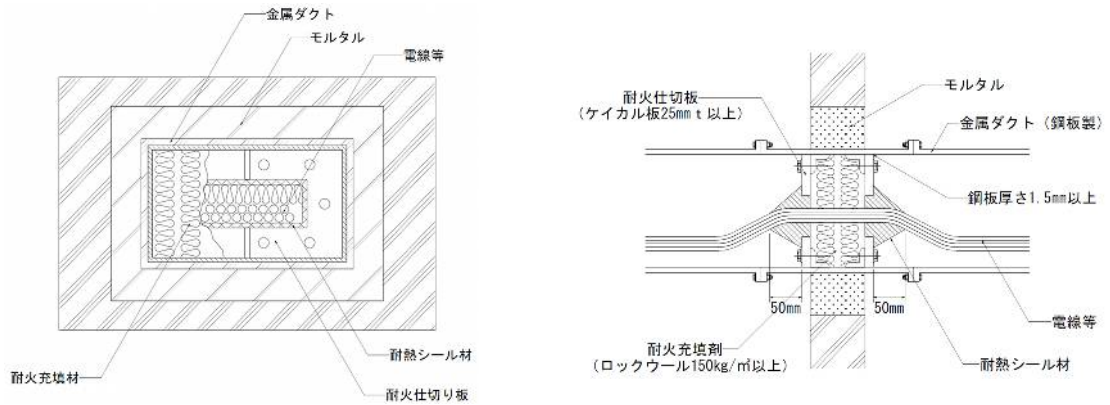
・給排気管は排気管の外側に管を設け、その管の先端から排気管との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられた構造で、防火上支障がないように設けた場合、不燃材料による保護が不要となる。ただし、ただし、建築物等の部分と接してはならない。

配管 設置 箇所	排気温度 260℃超	排気温度260℃以下	
	排気筒・排気管	排気筒・排気管	給排気管
貫通 部			
	/	/	
隠 ぺい 貫通 部			
<p>・貫通部の排気温度が260℃以下の場合、配管直径のD1/2以上の隔離距離をとる必要があるが、厚さ20mm以上の不燃材料(ロックウール等)を巻いて有効に断熱した場合には、隔離距離を緩和できる。ただし、建築物等の部分と接してはならない。また、隠ぺい貫通部においては不燃材料の施工が必須となる。260℃を超える場合、150mm以上の隔離距離をとるか、厚さ100mm以上の不燃材料(めがね石等)を巻く必要がある。</p> <p>・吸排気管は排気管の外側に管を設け、その管の先端から排気管との空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられた構造で、防火上支障がないように設けた場合、不燃材料による保護が不要となる。ただし、ただし、建築物等の部分と接してはならない。</p>			

### 4-5 金属ダクト配線

区分		設備の種類	関連法令・通知
○	一般防火区画	<b>金属ダクト配線</b>	建築基準法施行令第112条第20項
			建築基準法施行令第129条の2の4
不可	共住区画		-
不可	令8区画		-

#### 区画貫通部措置工法例



#### 注意事項

・主として工場、屋内の電灯動力幹線に用いられる金属ダクト配線は、一種の風道内配線とみなされる。

## 5. 耐火措置工法解説

耐火措置工法は、部位・構造により対応が異なるため、詳細に規定されていない場合が多い。詳細に仕様が決められていない場合の解釈については、所轄の消防署などに確認することが必要となるが、ここでは一般的な対応について解説する。

評定済工法を採用する場合は、評定で認められた工法を変更することができないので、全て評定の通りの工法を採用する必要がある。

### 1. ロックウール充填で充填密度の指定の無い場合の対応

区画貫通部は、防火上最大の弱点となるため、ロックウールの充填は、正しく行わなければならない。防火区画の耐火措置工法は、火災が防火区画を通して拡大しないことを期するものであり、区画貫通部へのロックウール充填もこの基本から外れてはならない。一般に、充填密度の指定が特に無い場合のロックウール充填は、150Kg/m<sup>3</sup>以上の密度とするのが望ましい。充填が困難な個所についても、火災延焼防止上、他端からの光が全く見えない程度以上には充填することが必要である。

### 2. 事前に承認を受けた工法

例えば、耐火仕様ダクトにおける事前に承認を受けた工法とは、1.5mm以下の鉄板ダクトを使用するなど規定されている以外の材料を使用する場合に、設計事務所等が建築確認の段階で、事前に所轄の消防署に承認された耐火工法をいう。

### 3. 本資料に掲載した耐火措置工法は、ロックウールを使用する工法に限定して記載しており、区画貫通部の措置工法としてはここに掲載した工法以外にも各種ある。部位その他の関係で本資料の措置工法が採れない場合は、防火区画貫通部措置工法の概要に示した関係法令、通達や大臣認定工法又は消防設備安全センターの評定済工法などの中から適宜選択することもできるものであり、耐火措置工法が無いということではないので注意が必要である。

## 6. 改定履歴

第一版 平成14（2002）年8月

第二版 平成22（2010）年7月

第三版 令和 8（2026）年4月